

研究通信

No. 141

研究会事務局
1985年8月
村落社会学
信州大学
社本旭
TEL 0263(35) 4600
内線 3152

……目次……

- 一、第三三回村落社会研究会大会要項
- 二、会費納入について
- 三、地区研究会・特別研究会報告
- 四、その他

一、第三三回村落社会研究会大会要項

大会事務局よりの要項が同封されております。私どもの能力が不十分なために研究通信の発送がおくれていますので、至急、手続きをとっていただくようお願い致します。

第三三回村落社会研究会大会

日時 一〇月三十一日(木) 午前～十一月一日(金) 午後
会場 三河ハイツ

〒441-02 愛知県額田郡幸田町遠峰
☎056461211751(代)

二、会費納入について

会費納入状況ならびに八五年度会費(八四年一〇月から八五年一〇月までの会費)までの未納分の請求を同封いたしました。会費は一九七九年度まで二〇〇〇円、八〇―八二年度は三〇〇〇円、八三―八五年度は四〇〇〇円。ただし、大学院生は八三―八五年度も三〇〇〇円であります。

口座番号 東京6180227

加入者名 村落社会研究会

三、地区研究会・特別研究会報告

地区研究会は五月一八日に関東地区、六月一五日に東北地区、七月六日に東海・関西地区のそれぞれで開催され、特別研究会は六月二二日に開かれた。以下に報告と討論要旨を紹介することにする。

関東地区研究会

日時 五月一八日(土) 午後一時半
場所 中央大学会館
報告者 渡辺兵力会員
司会者 安原 茂会員
参加者 安原 茂、長谷川昭彦、工藤清光、有馬洋太郎
荒縄 豊、吉沢 四郎、島崎 稔、松田 苑子
三本松政之、杉岡直人、事務局

土地利用秩序と村落の土地管理機能

渡辺 兵力

本年の共通課題は最近の農政の問題にかかわっているようである。さて、日本の村は変わりつつある。その変化する状況を前提として政府の政策対応がなされているが、それを学問的に批判することが村研の役割であること受けとめている。

村研は村落をいろいろな立場からアプローチしたらよいが、前回の報告では社会学的な問題がかけていたように思う。それでよいのか。まず、「村落の土地管理機能」であるが、「村落の土地」ということをかいつまんで報告してみたい。つぎに、「土地利用秩序」についてであるが、日本の伝統的村落には、なにかそのことについての原理があると思うので、そのことに触れてみたい。そして、結論から言えば、今日、村落は非常な勢いで変化しているので、これは、言ってみれば過渡期の村落であるので農政が期待している「土地利用秩序」の形成はむずかしいであろうというのが、私の見通しであり、村落の土地管理機能を期待することはできないのである。

激変していない戦前までの村落を伝統的村落的地域とイメージし、これは、いかなる村であったのかから始め、それが、今、激変の過程にあるので土地管理機能をもつことができないのではないか、というのが批判である。

村落域（村の領域）のモデルとして山つきの村を考える。というのは、平場の村であっても、伝統的段階には、なんらかの形で山と

かわりをもっていたと考えるからである。村には原則として境界線があり、境界線にかこまれた部分が村の領域である。一九七〇年センサスでは、村には境界があるというのが集落総数の七〇〜八〇％を占めた。したがって、村は一つの領域であると考えてよい。

さて、村域空間区分である。屋敷地、在所、里山、奥山の順に平場から山へむかってモデル的に地域を区分してみた。屋敷地があり、その周辺に水田、畑、桑畑などがあり、これを在所とする。次に里山でこれは日帰りできる。さらに、泊らなければ仕事ができないのが奥山ということになる。ついで住民の行動空間として、耕作空間と採集空間とがある。後者は山つきの部分を指す。正式の村人は村の土地を四つにわけていたにちがいない。村人は地域資源を利用して生活してきたのであるが、これを二つの空間にわけた。このうち採集空間は公共性が重視されるのであって、資源の保全や利用を共同で行なう。他方、在所、つまり、耕作空間は各家の競合の場である。競合は共存と相制の原理がからみあっており、相手が倒れてしまわない範囲で競争することである。相手が倒れてしまつては困るのである。これはどの村にもある原理である。

伝統的村落は土地管理機能をもっていたのか。それをもっていたのは奥山に対してである。他方、耕作空間については、よほどのことがないと村落の共通した意思決定が出てこない。一年に何回か用水路さらいとか、農道の草刈とかがある。しかし、耕作空間は各家の競合の場であつて競合を制御する仕来りのような秩序でやつていたと考える。日本の伝統的村落の特徴をあげれば、限られた地域資源に依存して村落のなかに人びとは生きてきた。正確には、そんな

に多く地域資源に依存したわけではなかったかもしれないが、基本的には地域資源に依存していたと言いうことができる。

資本主義経済の発展によって村落が影響をうけるというのは、この地域資源への依存度が低下してゆくことである。したがって依存のパターン、依存度の差異によって村落の類型化が可能になる。また、資源自給率を計測することができれば、千差万別の資源自給率の村が日本列島にあることが明らかになり、新しいかたちの「土地管理機能」をつくるとすれば、どのような村においてそれが可能であるかということにつながっていくことにもなるのであろう。

また、伝統的村落には「定員制」があった。家数があまり増減することなく「一定」であった。人口も同様であった。それが維持できなくなればどうなるか。「押し出し」「分けあたえ」の二つの原理がはたらく。それは分家、出稼ぎ、口べらし、新田開発などとして現れる。このような原理・原則からあまりにも逸脱するとき、「村八分」ということになる。これが伝統的村落の共同体としての特質ではないか。この点について守田志郎氏の著作が参考になろう。

社会的にみれば、家と同族や親類、さらに村という三重の構造——これが伝統的村落の構造である。つまり、イエ・ミウチ・ウチワであり、ここでのウチワとは村のことで、村人はこれらの三つを使いわけてきた。ここで川本氏の「領土」——眼にみえない境界が重要である。領土のソトにでるか、あるいはそのウチで行動するか。ともかく、村人はこれを使いわけてきたのである。世間という場があり、世間体がそこでの行動規範であるが、世間の最も大きな枠が村の境界線であったのではないか。イエやミウチというのはそれよりも小さな世間である。日本人は世間体のレファランスを一

つの集団にしている。村のソトに出れば日本人はムラの世間体から解放され、日本人的自由を獲得することになる。しかし、村のなかで日本人的自由を確立しなければ、この土地管理——集団的土地管理は困難であろうというのが私の見通しである。むかしのムラは死にかかっている。それを利用してというは、まちがいでないか。

センスでなぜ領域を設定したのか。それは村には境界線があると仮定したことによる。もちろん物理的な境界と社会的な眼に見えない境界があり、前者によって「社会」としての村落ができる。これらの両者が重なりあつて村落となる。従来、社会学は「部落」つまり「社会」としての村落に関心をあつめ、地域としての「集落」には関心をもっていなかった。ところが農業ではもっぱらフィジカルな方面に関心をもつ。しかし、実体はつながっている。システム論的にとらえると、フィジカルな構造とノン・フィジカルな構造とがある。それぞれの構成要素を整理すると、集落には土地、水、諸施設など、部落には家、諸集団、秩序などがある。機能は要素をくみ合せて実現する。機能実現の契機は村落住民の行動である。そこでは人間は構成要素ではなく、家がそれである。住民の行動はこの構造を動かすインプットである。出力としていろいろな機能が実現する。村落においてもっと大切なものは家と土地である。(渡辺兵力「農家と村落の相互規定」年報第12集、参照)。

現在、多くの非ムラ人が村落に住んでいる。私どもはムラ人と非ムラ人とを識別しなければならぬ。問題とするムラ人はどれかの家に属しているはずである。家のものと認められてはじめて正メンバーとなりうる。しかし、人格単位は家長のみである。家も同じ様

に正メンバーと認められているものだけが単位となる。土地保有を相互に認めあっている家々がつくっている社会がムラである。

農民が土地をもつとはどういうことか。この観念は所有や時間を含まないのではないか。保有といつてよいのであるが、それは長く持ちつづける。つまり代々もちつづけるという持ち方なのである。土地を保有しているという事実があり、それを認めあっている家々がムラをつくるのであり、家産とは所有できるのではなくて保有するものなのである。

土地感には家産、手段、資産、商品など含まれており、状況においてその重点が激しく変化するが、本来、農民は土地を家産として保有していたのである。努力した農家は経営を拡大するが、その拡大した部分は手段と考えたのである。里山などは資産と考え、その考えは貨幣経済の滲透によって有効になる。最後に商品であるが、例えば市街化区域などでは農家は土地を坪、何万円という考えをするのが、それである。

「領」「領有」とは村落の土地に適した言葉である。そして、今日ではみつけることはむずかしいが、個々の家はムラの土地をあずかりもつという考えがあった。各家がそれぞれの土地を保有し、ムラがそれらのすべての土地を総保有してきたのである。つまり、ムラは村落の土地を管理してきたのであったが、その管理の仕方は一律ではなくて、多様なルールによるものであったのである。

さて、最近の農政が問題にしている土地は耕作空間であるが、そこには競合の原理が働いていた。ここへ集团的秩序がうまく適合するかどうか。近代的な競争の原理が実現した上で、はじめて個々の

競争よりも集团的競争が有利であることが実証され、集团的秩序がなりたつのではないか。伝統的なこのりものがこびりついている今日の状況において、近代的なものの考え方、経済の論理を土台にした集团的秩序をムラに求めることは無理なことではないか。

(文責、事務局)

安原会員の司会のもとになされた討論の概要は次のとおりであった。

△司会▽三つの大きな問題がかかる。その一つは村落理解についてであるが、村の構造原理についての基本枠組が提起された。二つは村の土地とはなにか。第三は土地利用秩序——農政は実体的な根拠をもつのか、どうか、などが提示された。・・・普遍的な問題提起が可能であるかどうか。

△渡辺▽磯部氏は集团的土地利用秩序が限界的な農業経営のもとで行なわれる、あるいは形成されつつあるというが、それはもともとなことである。開拓部落は初めのうちにはかたまらなければ生活していくことができないし、補助金も与えたからそうなった。しかし、ある水準に達するとバラバラになってしまう。・・・いづれにせよ、私はムラをもう一度ぶちこわさなければ困難であると思う。競合の原理はその空間を在所に限定しているので、出作をしていくら経営を拡大しても、ムラにおいてカッコ良いものではない。また、これは自家労働力との関係で伸縮する。この原理のもとでは規模拡大がはかれるわけではない。そして、在所においても相手がいるからがんばることができるのであって、相手がなくなつてはこまるのである。だから競争にはなりえない。これがムラなのであって、こんなところをなにをやっても国際競争力がつくとは思えない。

△吉沢▽堀井氏などは集团的土地利用が渡辺氏の言うアツカリの原理にもとづいているというが、どうか。

△渡辺▽村落において意味のある土地とは「土と面積でとられた地表空間ではなくて有効な水とむすびついた土地でつくられた土のある土地」である。・・・集団とは具体的にどういう集団なのか。土地をアツカッテいると考えているグループにびったりという集団もあるが、そうでないものもある。つまり土地感が重要なのである。百姓はどういう風にヒトがもっている土地と自分がもっている土地とを考えているのか。日本の百姓は本能的に土台を変えることなく新しい仕組みを利用できるところは利用している。その方法を続けていくのか、そうでないのか、ということになる。国民社会全体は近代化の方向で非ムラの力で動いている。これはムラにも及んでいる。これを百姓に限ってむかしの原理によって行動せよというのは、どんなものか。

△長谷川▽境界のないムラがある。・・・古いムラは境界がある。境界の存在をみて集団としてのマトマリがあると解釈するとすれば、集団としてのムラを確立させたのは近畿などの古い村になるが。

△渡辺▽・・・古いところで水が自由でなくて協力して水を確保したようなところに境界があり、それは今日も生きている。

△長谷川▽岩手県のある地域にムラのない行政村があり、役場がいくつかの講集団をあつめて自治会Ⅱムラをつくった。ムラをつくるのが近代化のみちではないのか。

△渡辺▽畑作地帯にはそういうところが多い。行政上の通達のためにムラをつくる。しかし、それは農業とは関係がない。つまり、境界を必要としないところと境界がなければ生活することができない

ところがある。今の問題はその差異に関係することではないか。

△司会▽在所では競合の原理が働らくというが、零細錯圃制や混在耕地制があるので大規模圃場整備がなされても、まだ道普請や溝さらが年に数回、短時間しかやらなくても、用水や農道を維持するために共通利害があつて事実上は潜在的にムラの根拠があるのではないか。

△渡辺▽競合は共存共助と相生の原理とともに働く。それは在所(平場)でゼロではない。はげみ、つまり、生きがいはどこからでくるか。それは競合から出てくる。農民社会では土地所有の大小と耕作地の大小とはちがう。問題になるのは耕作地(つくり地)である。ふだん、どちらかと言えば、土地の所有は原理的に固定していると考えている。村外の金貸や大地主の土地集積はあるのだが、ムラの中では「本間家」といってもどうということはない。村外に土地を所有しても、ムラの中ではない。ムラの中で多くの土地をもつことが大切なのである。しかし、ムラの中で土地があまり動くはずがない。だから土地台帳上では三代くらいはほったらかしになっている。農民の土地所有の規模は経営のそれと一致するという自作農主義のそれではない。ズレがあるのだ。東畑精一氏は近代化とは大借地農でもかまわないのであつて所有をあまり重視するのではない、というが、農水省などは農地改革以後は自作農で大きくなるのがホンモノであるとみている。農民は果して自作農で大きくなることを望んでいるか、どうか。

△司会▽先ほど話しておられたカベとは？

△渡辺▽家産ということである。家産を破らなければ近代化できるはずがない。私は、少し前までは家産を守らなければ日本の農業を

守ることができないと考えていたのであるが。

屋敷地、墓地および耕地の一部が多分伝統的な家産であろう。伝統的な家産を手放したらムラにはいられないという価値基準がある。ムラで生活するかぎりそれらを保有しなければならぬ。この価値基準を破壊しないかぎり、近代的な能率的な集団組織はむずかしいのではないか。

私の言うオクヤマは入会地、部落有林、個人所有の山もあるが・
・全部が入会地のようにであったとみるが、それらは全部村の山であったのであるから、そこが荒れると大へんことになるのである。だから絶対に荒廃させてはならない。シモの里山とか在所は、直接には一戸一戸の競合の場であるが、要所所で協力しなければならぬ。ときには村の意志で協力するという条件のもとでの競合である。今日はどうか、人びとは町の方へ引きつけられ山の方をみないという。山の方はほったらかしになっている。そして、在所にも夜だけしか人びとがいない通勤兼業ということだ。

△高橋明▽平均三反歩(約30アール)くらいの耕作で集団作業の必要はないし、個々の家が十分に作業をこなすし、みな通勤している。そこでは集団組織をつくるための必然性はなく、農業についてはなんの意欲もない。こんなところが西日本に多くみられる。農政の論理はたしかに重要であるが、そのようなところへは殆んど透過していない。農村内部から土地利用型で生産性を高めようという気持は全く出てこない。貧困であった時のように、なんとか働く場を求めるとか、規模を拡大しなければというのではなく、小さな土地をもって、むしろ昔流の人間関係を大切にしてくくといいわけである。だから大きな目標やスローガンなどをもつのではない。かなり「伝

統回帰的」な方向が強くなっているようにみえる。そして、農村内部から居心地のよいものを破壊しようとするはずがない、このギャップをどう考えたらよいか。

△渡辺▽伝統的村落には発展の契機はない。あるとすればあのムラに負けたくないという村落間競争がある。これに近代化をもちこむとすれば土台を変えるしかないと思うのだが・・・社会学には「国民社会」という概念がないが、国民社会のバランスという社会学の大問題があると思う。そして、高橋明善氏の言う伝統的村落を日本の国民社会にどのくらいのことしておくのかを考えなければならぬ。

農家のなかには農政の論理に適合的に意図をもつものがないわけではない。例えば規模拡大や生産性の向上を意図するものがあるが、ムラがそれを認め支持することがない。特定の家を援助し支持しようということがない。だから規模拡大をすすめるためには脱ムラの行動をせざるを得ない。例えば里山を開発してどう栽培に成功した事例があるが、それを村人はフローとして評価しても、ストックとして評価しない。つまり、それは兼業と同じようなものであまりカッコが良いのではない。カッコが良いのは、そこでは水田耕作なのであって、そこでの脱ムラは困難なのである。

△長谷川▽世間をもう少し科学的にとりあつかえというが。

△渡辺▽生活のために個人が「世間」をつくり、これをレファランスにして生活している。世間の良い生活をしていけば間違いない。世間の眼を気にして生活している。学校には学校世間、会社には会社世間、家に帰れば・・・世間をいろいろと使いわけている。これは集団とちがう。これは一つの主観的なモヤヤーとしている。

ープであつて、それは個々の人間に対して規制力をもっている。具體的には、個々の農民にとつて、まず家、家のおきてや家風、同族やムラなどのもつとも直接的な世間的环境である。この環境の外へ出ると自由になる。つまり、脱世間ということである。

△松田▽それはレファレンス・グループではないか。

△渡辺▽その英語は世間を十分に意味しているであらうか。多分、世間を十分に翻訳することができるとは英語はないのではないかとすれば、それを明らかにすることが大切なのである。これはアメリカ人やイギリス人が知らない事柄であるから。

△工藤▽山下惣一氏のものを見ると、水田利用再編や減反などによつて、お上が命令したので棚田が荒された。これには嫁さんたちが喜んだ。一人で荒すのは世間体がわるいが、お上が命令したので。

△渡辺▽一五年前くらいに富山県のある所で「なぜ田を耕作するのか」の問いに対して「田があるから」と答えたのが二〇%くらいあつた。米をつくりたくないが田があるから仕方なしに米をつくるという農家がその頃にあつたのである。一町歩、七、八枚の田があれば、一戸の家においてもさまざまであつて、一枚一枚問うてみたら、これは絶対につくらねばならない田、これはあるから作らねばならないというようであつたであらう。荒してはいけないという世間体があつたのであるが、それは急速にくずれていると思う。

自然保全の能力は伝統的村落にあつたが、今日、住民たちもそれに関心をもたなくなつたし、自然保全の主体もはつきりしない。さて、外国農業と競争できる力を日本農業がもたなければならぬという考え方は、どうも短期的限定的なものによつて、水と土

とみどりの保全は伝統的村落でなければ行いえないとするか、それとも、これは近代的な市民的な資本主義的な原理によつて行なうことが可能であるのか。・・・後者は自然保全について公害発生までなにも行なつていなかったが、ムラは公害の発生を知つていて公害の発生以前に対応してきたのであるが。

(討論はなお続くが大要は以上によつて——事務局)

東北地区研究会報告

テーマ 本源的土地所有について

報告者 岩本 由輝 会員

日時 六月十五日(土) 一三時半

会場 東北大学教育学部

参加者 岩本由輝、安孫子麟、内田 司、ガボリオ・マリ

小林一穂、佐久間政広、竹内利美、武田共治、田原音和

永井 彰、細谷 昂

今回の地区研究会も報告者二名ということで計画したが、課題の關係もあり適任者が得られず一名だけの報告となつた。また、連絡の不備があつたこと、録音機が故障して折角のテープが役立たず記録者のメモによつてまとめたことを、お詫びしておく。

最初に、宿題委員の安孫子会員から、今年度の課題設定の意図を本日の岩本報告との関連について、問題の所在が説明された。

〔その要旨〕 一九七〇年に始まった減反政策は、土地利用の再編・高度化と、流動化促進という政策を明確にした。すでに基本法農政下において、労働生産性の向上、コスト低下政策の制約条件として、小土地所有の壁が問題となっていたが、七〇年代の農産物輸入政策の明確化のなかで、土地利用高度化・流動化が打ち出されたのであった。

ここで、戦後土地政策の原則であった自作農的土地所有の前提が崩れ、農地法改正、土地利用増進法によって新たな展開がみられることになった。このため、生産組織も農民の主體的対応の余地が狭められ、他方で、土地保全上の問題、自然破壊も進行してきた。

今年の共通課題は、直接には、現在の土地利用・管理の問題と、今まで村研が検討してきた村落機能との関連を考えると、いくつかから出発している。本来、村落が有していた土地保全・管理機能は、常に表面化していたものとは限らないが、村落の変化、農民経営のありかたの変化とともに、その現われるところは多様である。それは、単なる自然循環系としての土地保全の問題としてだけでなく、社会的条件との関連で規定されてくるので、歴史的には複雑な課題となっている。

今日の岩本報告は、そうした村落の土地保全機能の基礎をなすところの、そもそも耕地の所有、あるいは利用占有とは何であるのかを明らかにする。つまり課題の前提となる点についての報告で、そこから、現在の耕地利用、土地保全の立脚点を考えてみたい。

〔報告要旨〕

本源的土地所有をめぐる

岩本 由輝

大変だ。それだ。題目で話をするわけだが、このテーマは、じつは村研の共通課題とはかかわりなく、中村吉治先生が私に課された宿題のひとつなのである。それを考えていけば共通課題と重なるのではないかと思ひ、不安もあるが、話を進めていくことにしたい。

一、

農民運動史の研究を進めていくうちに、次のような問題がでてきた。大正から昭和にかけて小作争議が激しく展開したが、その時の地主―小作関係は、小作権が物権化した永小作ではなくて単なる土地の貸借関係であったために、地主側が強く小作人側は弱かった。そこで土地取り上げという問題が起ってくる。たとえば、地主が他の地主に小作地を売り渡すと、買い取った地主が小作人から土地を取り上げる。このような紛争が数多くみられる。つまり、土地所有権の移動という不安定な状態の際に、小作権が侵害されるという事態が生じている。小作人側はこれに対抗して、共同耕作を行なった。これは、肥料運び、土地まき、田植えを農民が共同して行なうもので、苗を植えてしまうと、トラブルがあってもその一年間は小作人の耕作権が認められる。地主側でもそれに対抗して、土地立入禁止の仮処分決定を裁判所に求めるが、裁判所では、田植が適期に行なわれていれば仮処分を保留してしまう。この共同耕作を、日農などから派遣された弁護士が各地で指導している。以上からすると、

どうも土地所有といつても、所有権とは別個に、また小作権ともちがうものとして、耕作権があるのではないか、と思われてならない。中村先生は、昭和二二年に書かれた論文「働らく人の土地」で、この共同耕作を紹介し、農耕地には本来耕作権というものがあり、それは、土地が本来はムラのものであるのを、耕作者が耕作期間中だけ占有し、収穫後にはムラの土地に戻るといふ仕組みのものと指摘されている。地主が登記上所有者となつていたとしても、耕作権がなければ、自由な土地所有とは認められないのではないか、というのである。

また、中村先生は他の論文で、日本書紀を取り上げられ、アマテラスオオミカミとスサノオノミコトの土地をめぐる争いと、タカマガハラでの裁判でいわれているアマツ罪（シキマキ、クシザシ）とは、土地の占有権、使用権への侵害をいうのではないかと推論されている。中村先生と原島礼二氏との間で、この問題について論争が行なわれたが、先生によれば、民族学研究と荘園史料とをつきあわせると、この論争に結着をつけるような何かが出てくるのではないか、ということだった。

以上が中村先生からの宿題なのだが、きょうはこの問題を少し論じてみたい。

争議における小作地取上げと共同耕作の問題であるが、裁判所の判例からみると、これは民法二四二条の「不動産の附合」の問題である。附合とは、不動産に動産が合体されることをいふが、条文では、まず附合した動産は、不動産所有者のものであるとした上で、「権原ニ因リテ」附合させたものは、その権利を妨げずとしている。

貸借権も権原であるから、小作人の植えた苗は小作人の権利下にある。しかし、地主が土地取上げを通告すると、貸借関係はなくなつて動産たる苗は地主のものになる、と解されるのである。しかしこれでは小作人が著しく不利になるので、慣行上耕作権を保護する観点から、苗は小作人のものとするという末川・末広解釈が、今日では通説化している。ここでは、苗は土地とは独立して取引きされるので附合したものではないとされ、実際に下級審では、さきほど述べたように、適期に田植えがされていれば一年間保護していた。

この場合に「わが国の慣行」がどこまで逆上るのが問題となる。中村先生が着眼したアマツ罪だが、鎌倉時代には、シキマキ、クシザシは明らかに他人の土地所有の侵害と解釈している。先に植えた方に所有権があるというのである。ところが徳川時代になると、そういう解釈が消えてしまう。国学者たちは、あとで種をまくと前の種が伸びない（シキマキ）とか、田にクシを捨てるとけがをする（クシザシ）と解釈している。つまり耕作上の支障と解している。国文学では今でもこのように解釈しているようだが、歴史学ではむしろ鎌倉時代の解釈をとっている。柳田国男もそう解釈している。

そこで、史料にあたってみると、種まきが適期に行われたかどうかということが、すでに十一世紀の問題となっている。また、十四世紀請文では、畑をあとからすきかえしたことや、菟田狼籍したとということが罪に問われている。以上のことからみても、耕地の所有権は、先に耕作しているということを深く関わっていたと解されるのであって、そこに本源的な耕地所有の問題があると思われる。

このことは、実は現代にもあてはまる。昭和二七年のことであるが、山形市が旧飛行場跡地に刑務所を移

転することを計画した。この土地は、国有地（農林省所管）で当時二百五十名のものが開墾・耕作していた。刑務所移転計画が公表されるとともに、これら耕作者は、国有地を耕作者に払下げよう要請し、売り渡しの方針が立てられた。しかし、耕作者のうち非農家は増反資格がないため、その取扱いが紛糾したのである。この際、県が売り渡し地区の区画を整理したとき、非農家の耕作地に「杭打ち」をし、また「二重麦時き」をしたことは不当であるとして、訴訟となったのである。杭打ち、二重時きは、まさにクシザシ・シキマキに当る。この日本書記のアマツ罪のことなど知らないと思われる人たちが、これはやはり不当なことを考えていたわけである。

このように、耕作権の侵害とされるものが、記紀の時代、十一世紀、そして昭和二十七年と、連綿として同じ問題が起きているのである。

三、

クシザシをなぜ行うのか、なぜ杭打ちを行うのか。それは、それまで自分のものではない土地を、自分のものとするために行うのではないだろうか。土地所有制が成立する以前は、年ごとにしるしを打って占有を明確にする必要があった。それを破る罪をクシザシと総称したのではないかと思われる。旧正月の行事などでもそれを継承したものだろう。たとえば、肥料を雪の上にくまるとか、雪中田植えとかがそれである。近代的土地所有以前には、このような行為によってその年ごとの占有が宣言される。松葉をさすという慣習も同様で、それに対する妨害は、占有者のみならず共同体に対する犯罪という意味をもってくる。

さきほど述べた小作争議の際に共同耕作を行うというのも、それ

と関連していると思われる。日農や全農の支部が指導するのだが、その時には組合員以外も支援にかけつけている。ムラビトの共同という意識がみられるのである。柳田国男はこの点について、ムラの耕地はムラで利用するというのは今日まで残っている思想であり、不在地主を認めていると農業は国の病いになってしまふ、と発言している。

以上のことから考えると、耕作するという行為自体が土地所有の根源であり、かつその耕作というのは、単に一戸の農家の問題でなく、共同の問題、つまり村の土地は共同の権利と考えられていたと思われる。以上で報告を終る。

討論

司会 安孫子 麟

一、

討論は最初に、占有を示す慣習についていくつかの例が竹内会員から示され、「土地占有の慣習は、たとえば、きのこや蜂の巣などを最初に発見した者が標識を立てると他の者は手をださない、といったような、制度的に租税の対象とならないものでは、生きた習俗として残っているようだ」と説明があった。また岩本会員が、国分一太郎氏の話として、「きのこを山で見つけた時は誰でも採ることができのだが、その山を『運上にかける』と宣言すると、宣言した者のものとなり、他の者は手をだせない」という慣習があったことを紹介した。安孫子会員から、前者の背景にあるのは共同体だが、後者の話の背景は領主にあるのではないかと指摘があり、それに関連して、竹内会員は、割り地の問題を挙げ、「古代からの共同体所

有なのか、それとも近世の村請制の貢租の補償か、というのが大きな問題だ」と述べた。さらに、安孫子会員や岩本会員から、江戸時代に、他領地の土地を集積した地主に対して、その領主が買い戻したという例や、三人の領主に年貢を納めていた例などが出されたが、共同体と支配関係との関係については、討論ではそれ以上突っこんだ議論にならなかったのは残念である。

二、

安孫子会員が、報告を「土地の所有あるいはひろく占有といった歴史の流れとともに変わるといふこと、つまり、一方では本源的所有を崩す力が続いており、他方では本源的所有がそれにもかかわらず存続している。その時代時代に応じた本源的所有をしばらくあり方が現れるということ」とまとめたのを受けて、田原会員が「所有権とは別の耕作権とはどういふことだろうか」と問題提起を行なった。まず山形県庄内地方の例がだされ、ここでは小作権が永代化して非常に強くなっており、小作権を現金で換算していることが示された。これに対して安孫子は、宮城県南郷の場合は小作権が登記され、地主が土地を購入する際に小作権も買っているがそれは耕作権とはまったく別で、古代の占有権などとも異なっている。さらに宮城県七ヶ宿では、共有地であったところが開墾した者の私有地になったが、自力で開墾しなければだめなので、土地を拡大できる者が限定されたと指摘した。福島県霊山町では、戦後開墾したのちに耕作放棄したところへ、養蚕のため桑を植えたことが問題となった。耕作を放棄していても他人が勝手に使用できないわけである。

以上のような事例が紹介され、そこで小林会員から「所有と占有とはどのように区別されるのか」と質問がでた。細谷会員は「所有

とは権力が確認するような制度的なものであるのに対して、占有は実態的なもので労働に直接つながっている。労働が共同体を媒介として行われているので、占有と共同体とが関係してくる」と答え、また安孫子会員が所有と占有の分離の歴史的な経過を、「占有は本来は所有を包括している。支配関係がでてくると所有が占有と切り離され、商品関係がでてくると所有そのものが売買の対象となる。そうなる労働から切り離された支配力として所有が現われることになる」と述べた。そこで田原会員が、「耕作権が労働と結びついているとすれば、本源的所有とは耕作権のことではないのか」と指摘し、本源的所有についての議論を展開した。細谷会員はマルクスの「資本制の生産に先行する諸形態」について、「アジア的、古代ローマ的、ゲルマン的の三形態は、ともに第一次形態でいずれも本源的所有だろう。法的に保証されたものではなく、定住して占有するという状態だ」と解説した。さらに岩本会員が「マルクスは農業が開始された状態から叙述しているが、それ以前の段階、すなわち遊牧民のテリトリーというのが最も本源的といえるのではないかと発言した。

三、

本源的には本分化であった所有と占有とが分離し、それによって所有権と耕作権とが成立する。したがって耕作権は直接に労働と結びついたものという点で所有権と区別される。以上を確認したうえで、議論は報告に戻っていった。田原会員が「中世も昭和も同じ行動をとるといふのは、どういう意味をもっているのか」と質問があり、岩本会員は説明することが困難だとしながらも、「田堵の成長期と農地解放期というように、いずれの場合も従来の土地秩序が動

揺れている時にこのような行動が起こっている」と答えた。安孫子会員は「私的所有制が動揺する間隙をぬって労働と所有の原関係が現われてくる」と補足した。また内田会員が「共同田植で地主に対抗する根拠というのは、地主的土地所有に対する本源的所有と考えているのか」という質問をしたのに対しては、地主の所有権に対抗する小作権というのではなくて、土地の売買という不安定な状況にあつて、自分が耕している土地へのかかわり方が問題となつてくるのだ、と説明された。さらに、細谷会員が「法的な所有権をこえて実際に労働した者が所有を主張する」事態が近代においてもみられるというのは、外国ではどうかとたずねたのに対して、安孫子会員は十八―十九世紀の林野密猟の例を挙げ、所有権を守る行政や警察権限に抵抗する労働慣行の主張があつたことを紹介した。

四、

討論は、さらに土地そのものについて行われた。安孫子会員は「こういうことは土地以外では起こりえない。ということとは、土地のもつ有限性が問題なのではないだろうか」と述べ、細谷会員も「対象が自然そのものだから自分が労働して自分のものとするのであつて、他人がすでに手を加えてはだめなのだろう」と発言した。また、耕地は非常に早くから私有財産化しているのに対して、山林では、下地と立木との権利が未分化のまま明治まで存続していると、竹内会員の指摘があつた。岩本会員はイギリスのエンクロージャーなどを挙げて日本と比較し、「日本では、すでに法令の段階で一人の人間が一生耕すというようになってきている。そのあとで私有化が起り、さらに商品化がはいつてくる。これは肥料の問題が大きいのではないだろうか」と述べた。律令制や大閤検地が水田しか対象とし

ていないこと、米を全国から集めたのは荘園時代にはいつてからかもしれない、などの話がだされた。

五、

こうして討論は、土地に対する本源的な所有、占有関係と村落あるいは共同体がどのようにかわるかという論点に集中した。

安孫子会員が「土地に対する本源的な占有とは何か」と、それは労働の投下で、それを誰が認定するかという点、共同体だというのが本来のあり方だった。その遺制として、神木やしめなわが存続している。このような認定する力というのは時代とともに変化して、本来は共同体だったものが、領主、土地改良区、行政市町村などになつていく。そもそもこの社会的な力とは何なのだろうか」と発言した。岩本会員が「とどのつまりは生産手段に対する人間のかかわり方ということではないか」と述べ、「小作争議で、組合員だけはなく村人が集まってきた共同田植をするというのは、土地に対するムラのかかわりとして考えられよう」と答えた。また、細谷会員も庄内地方で、小作権の売買を村内に限定している事例を挙げ、「社会的な力とはムラとかかわるものではないか」と述べた。さらに、内田会員が「近世以降のムラと本源的な所有における共同体とはどのように異なるのか」と質問したのに対して、岩本会員は「近代には共同体が存在するのだが、それは支配体制のもとでは行政村としてフィクション化されると考える。インヴィジブルなムラとウイジブルな行政村というわけで、農民自身にとってはインヴィジブルなムラが存在するが、われわれが調査研究する時にはウイジブルな行政村をつかんでしまうことになる」と答えた。

最後に武田会員が、「現在の占有の論理に基づいて、現代の土地

所有をどのように展望していくのか」と発言したが、簡単にはいかない問題だということになった。しめくくりとして安孫子会員が「本源的所有を変化させてくるのは誰か、そしてムラはそれにどうかかわるのか、が問題だろう。労働と自然との関係を問題とする場合に、行政市町村や生産組合などを考えていかなければならないだろう」と発言して、討論を終了した。

討論は、現状について言及されないうらみはあるものの、共通課題である「土地と村落」を考察していく際の基本的な視角が明確にされたといえよう。所有と占有を基礎にすえながら、村落の現実、土地利用の実態をとらえていくことが必要なのである。具体的な論点は今後に残されたとはいえ、収穫の多いものであった。また、慣習、習俗の問題、土地問題の歴史的な展開なども充分論じる余裕がなかったが、共通課題を検討していくなかで深めていくべき論点だと思われる。

東海・関西地区研究会報告

日時 七月六日(土) 午後一時
 場所 同志社大学弘風館四階、社会学科研究室
 報告者 中田 実会員
 テーマ 漁業村落の変容過程——三重県志摩の事例を中心に——
 コメントータ 牧野由朗会員、鳥越皓之会員
 司会者 高木正朗会員、黒柳晴夫会員

周知のように志摩漁村研究グループは長い歴史とすぐれた諸業績をもっておられる。そのなかから、最近の問題を共通課題にひきよせて報告され、それを中心に熱心な討論がなされたが、報告要旨(レジメ)のみ掲載し、討論は割愛した。(事務局)

漁業村落の変容過程

——三重県志摩の事例を中心に——

名古屋大学 中田 実

一、共通課題「土地と村落——土地利用秩序と村落の土地管理機能」の問題意識

(1)、八四年大会までの諸論点とかかわって

高橋正郎の整理

・村落を把握しようとする農政の論理

・対象とされている村落そのもののもつ論理の解明

生産力の単位・利用と所有の分離

共同体的——機能的把握

・農政と村落の接点における両者の関係の論理の解明

支配の論理

村落の生産・生活の論理(機能)

「農民の自立・自覚」(自由度)が変

動する中で統一化

不整合関係の解明↑自
 ↓治体

(2)、八五年第一回研究会の論点とかかわって〔研究通信No.一〇〇〕
論点の土地問題への収斂……土地利用秩序の実態と形成

・所有(私的)になじ
まなない土地

資本主義的利用
市民的生存権保障

公権力介入の
性格

・現在
生産力発展
自然生態系維持

個別経営の「自己完結性」の維持困
難化―村落の意味

・「問題解決地域」の実態(辻 雅男)

①市町村自治体 ②農協 ③生産組織 ④土地改良区

⑤ムラ(集落) ⑥①―⑤の広域連合体

・基本に「私権の社会的規制」―「地域土地利用計画」策定・
実行力があること

ムラ自治・「自治」と「共生」・生存権保障のシステムの
現状、可能性、自治体との連動の可能性(Mackler, Dahl
etc.)

(3)、漁村からのアプローチの意味と限界

水域の共同利用の性格(公有制)―共同漁業権、区画・定置の
占用権、採取段階性―生産力||資源管理力、生産主体||漁場管
理主体、漁協の性格の変化とムラの解体―漁政との関連

(4)、志摩漁村の動向と地域の概況

川越淳二「志摩漁村の研究―序説覚書(1)―」『愛大文学論叢』

二七、六四年

牧野由朗「漁業協同組合の性格と変容」『社会学評論』六八、

六七年

後藤和夫「沿岸漁業村落の階級(階層)構造と漁民層の性格」

『村落社会研究』六、七〇年

後藤和夫「一九六〇年代における―沿岸漁業村落の変容」『奈

良女大文学部研究年報』二四、八一年

中田 実「真珠養殖業の導入と沿岸漁村の変容」『愛大文学論

叢』三二、六六年

中田 実「戦後における真珠養殖業の発展と沿岸漁村の変容」

『同上』三三・三四、六六年

中田 実・後藤和夫「漁村社会研究の諸問題」『ソシオロジ』

六四、七五年

二、漁場利用秩序と村落 ―志摩町御座―

(1)、沿岸漁業不振と漁協機能集団化の困難

(2)、漁場利用秩序の動揺と漁協

三、漁村社会の再編と漁場管理 ―大王町船越―

(1)、地域開発と漁協

(2)、船越自治会の結成と展開

四、漁場管理と漁業村落 ―まとめ―

(1)、開発・環境政策との関連

(2)、生産力の発展と資源保護の主体形成

特別研究会

日時 六月二三日(土)午後二時

場所 中央大学会館

報告者 中田信成氏（経済企画庁）

参加者 高橋正郎、長谷川昭彦、大野 晃、大森正之、柄沢行雄
吉沢四郎、高山隆三、高山隆子、田畑 保、千田雅之
鈴木勇次、相川良彦、松田苑子、島崎 稔、皆川勇一
高橋明善、事務局

田中信成氏は多忙のなかから寸暇をさいて報告して下さった。司会は高山会員で終始熱心な質疑と討論がなされたが、報告要旨のみ掲載することとし、討論は割愛した（事務局）。

「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」及び「土地改良法」の改正について

経済企画庁 田 中 信 成

第一 法改正の趣旨

— 地域農業集団の育成を基軸とする構造政策の推進と「豊かなむらづくり」 —

(1) 農業をとりまく内外の厳しい諸情勢に対処するため、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化が強く求められている。

この要請に即して、農用地の集団的な利用調整を行う地域農業集団の育成等を積極的に進めているが、この円滑な推進のためには、「豊かなむらづくり」による意欲のある中核農家と通勤兼業農家等との間の連帯感の醸成が不可欠である。

同時に、構造政策の推進による生産性の高い農業の確立こそが「豊かなむらづくり」を支える基盤であることも言うまでもない。

(2) このためには、地元における安定的な就業機会の確保、立ち遅れている農村の生活環境の整備、混住化に伴う土地・水利用のスピロールの防止等を積極的に推進し、「豊かなむらづくり」— 活力ある農村地域社会の形成 — が図られるようにする必要がある。

この場合、農村における諸課題に対処していく上で、地域の農業者等の自発的な地に足のついた活動が必要なこととはもとよりであるが、同時に「豊かなむらづくり」の成功例が示すように、地域・住民に密着している市町村長の積極的な取組みが必要とされている。

(3) このような趣旨から、農業構造政策上緊急性の高い課題を中心に法制上所要の措置を講じ、農業の体質強化と「豊かなむらづくり」とを同時併行的に推進しようとするのが、今回の法改正の大きなねらいであるが、具体的には、混住化と兼業化、高齢化、更に一部では過疎化の進行等の下で、地域の農業者等から現に提起されている様々な課題を受けとめ、「豊かなむらづくり」に資する計画作りと、地域の農業者等の創意と工夫を活かして、地域固有の課題について話し合い、その解決を図るための誘導措置や手法を整備することを内容としている。

第二 法改正の内容等

1. 計画内容の整備拡充（農振法改正）

現行の市町村農業振興地域整備計画（農振計画）は、農用地区域の設定いわゆる線引きを中心とする計画にとどまっている。（現行では、このほか、農業生産基盤の整備開発、農用地の権利取得の円滑化及び農業近代化施設の整備を計画事項とする。）

これを、市町村長が、地域の農業振興により総合的、包括的に取り進むことのできる計画とするため、計画内容を拡充し、

① 地域農業集団の育成等による経営規模の拡大その他農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進

② 農業従事者の安定的な就業の促進

③ 農業構造の改善を目的とする良好な生活環境を確保するための施設の整備

④ 農業の振興と林業の振興との関連に関する事項を計画事項に追加する。

また、計画事項の拡充に伴う各市町村の農振計画の改訂については、各市町村の必要に応じて逐次改訂していくとともに、その内容については、画一的なものではなく、地域の実態に即したものとされるよう指導するものとする。

2. 農業振興上の課題に対処するための手法の整備

(1) 協定制度の創設（農振法改正）

① 我が国の農村地域社会では、従来、土地、水等の地域資源や共益施設の利用・管理は、地域（共同体）における慣行化された取決めにより円滑に行われ、これを前提に、国としても必要な農業振興施策を講じてきたが、経済社会の変化（特に混住化、兼業化の進展）による住民意識の多様化と個人意識の変化に伴い、共同活動の機能が後退し、農

業生産・生活に直結する集落段階における農業用施設の適正な配置、水路の維持管理、集会施設の維持運営等具体的な課題への対応に支障を生じている。

しかしながら、これらの課題を直ちに市町村の責任や負担で解決することは、農村コミュニティの在り方としても、市町村の行財政事情等からみても適当でなく、地域の農業者等が自ら取り組み、解決の方途を見出すための制度的仕組みを工夫することが必要である。

このため、現に提起されている地域の営農上、生活環境上の様々な課題について、農業者等が連帯して、対応する手法として、集落内の地権者や利用者がその自主的な話し合いを通じ、個別課題ごとに協定（私法上の契約）を締結し、これらの課題に具体的に対処していくことが望ましい在り方と考えられる。

② 今回の法改正においては、「農業用施設の配置に関する協定」と「農業用排水施設、集会施設等の維持運営に関する協定」という二種類の協定制度を設け、

ア 前者については、内容の適切、妥当性を確保するため市町村長の認可にかかわらずしめるとともに、認可を受けた協定については、一定の要件のもとに協定の効力が承継人に及ぶこととし、また、地権者の単独の意思表示で簡易に協定に参加し得る等の法的効果を賦与することとし、

イ 後者については、その内容の適切、妥当性を確保するため市町村長の認定にかかわらずしめることとしている。

③ また、法律に基づく協定以外にも、ハウスや農機具舎の配

置、集落道や里山の維持管理等について、地域の必要に応じ幅広く各種の協定、申し合せが結ばれていくよう指導するものとする。この場合、これらの協定等についても、法律に基づく協定制度の考え方に準じ、地域住民の自主性を基礎に、適切妥当な内容のものが、条件の成熟した地域において逐次結ばれていくよう指導するものとする。

(2) 農用地開発促進のための里山等の活用（農振法改正）

中山間地帯などでは、いわゆる里山等の農用地開発適地の開発・利用が土地利用型農業の構造改善を進める上で主要な課題となっている場合が少なくない。

しかしながら、農用地開発適地においては、地権者間の意向の違いが開発の大きな阻害要因となっている。

このため、農用地区域内の里山等の農用地開発適地を集团的に確保することを目的として、農用地開発を希望しない者の所有する林地等と希望する者の所有する林地等との間で交換分合が行えるようにするための仕組みを設け、農用地開発の円滑化を図る。

(3) 生活環境施設用地等の生み出し手法の拡充（土地改良法改正、農振法改正）

優良農用地を集团的に確保しつつ、あわせてむらづくりに必要な生活環境施設等の用地を適切な位置、規模で、関係者全員の負担により公平に生み出していくため、ほ場整備の際に行われる換地及び農用地の集団化のための交換分合の中で、一定の条件の下にこれらの施設用地を生み出す次のような手法の拡充を行う。

① 換地制度においては、農家全員の一律の減歩（共同減歩）の對象施設用地として生活環境施設用地等を追加するとともに、権利者の申出又は同意に基づき一筆の一部の土地について事前の分筆を要せず生活環境施設用地等を生み出すことができることとする。

② 交換分合制度においては、不交換の申出又は同意のあった土地を原資として、農振計画で定められた生活環境施設等の用地を生み出すことができることとする。

(4) 土地改良区が農業集落排水施設整備事業を行う場合の手続の法定化（土地改良法改正）

農村地域における水洗化のための污水处理施設、管理等の整備については、混住化、都市化等の進展等もあって極めて要望が強く、これに必要な農業集落排水施設の整備がこれまで市町村の事業として全国各地で実施されている（五八年度までの採択実績二八三地区、五九七施設）が、今後、土地改良区が農業用水の水質汚濁防止の事業として担当する場合も十分予想されることから、土地改良区が市町村と協議調整の上、事業を実施する際の手続を法定化する。

(5) 農業用排水路の適切な管理による地域排水対策の改善（土地改良法改正、農振法改正）

① 大都市周辺のみならず中都市の周辺の低平地等では、都市化、混住化の進展に伴い、農業用排水路への雑排水の流入による水質汚濁や周辺への溢水等が多くなっているため、昭和四十七年の土地改良法改正により、地域排水路としても役立つ農業用排水路の適正な管理を図るための土地改良

区と市町村等との協議制（管理方法、費用分担等）が法定されたが、必ずしも十分な効果をあげてはいけなから、この協議制の実効性を確保するため、協議が不調の際に都道府県知事が裁定しうる制度を導入する。

また、これと同時に協議・裁定等の手続や具体的な判断基準について統一的な運用指針を作成し、関係方面への指導を行うものとする。

② 更に、上述のとおり農業用排水施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設によって利益を受ける土地の所有者等による施設の維持運営に関する申合せ（協定）の制度を創設する。

(6) 土地改良制度に関する懸案事項の実現（土地改良法改正）

① 土地改良事業のより円滑な実施と土地改良団体の運営化を図るため、土地改良施設更新事業等について権利者保護に十分配慮しつつ同意手続の改善を図るとともに、土地改良区の総代会設置要件の緩和及び土地改良事業団体連合会の業務範囲の拡大を行う。

② これらの制度の運用に当っては、組合員の事業・団体運営への参加意欲を高めるとともに、その権利保護に欠けることのないよう、事業内容の周知徹底、総代と組合員との意思疎通の機会の確保等について指導を行うものとする。

四、その他

△退会△

愛甲勝矢会員 昭和五九年一月二十八日御逝去

△所属変更△

清水由文 桃山学院大学社会学部

532 大阪市淀川区西宮原3-1-3の1-6-5

TEL 06 (393) 7306

△住所変更△

地域社会計画センター

101千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル3階

後藤和夫

630 奈良市高畑本薬師寺町624の1 春日合同宿舍201号

TEL 0742 (22) 6981

△南郷町史 上巻・下巻について△

安孫子会員よりの幸便にて次のお知らせがありました。安孫子会員その他の会員が貴重な報告をよせていただいた南郷町が町史を刊行しました。

南郷町史、上巻 二、五〇〇円

下巻 三、五〇〇円 送料実費

申込先

989-42 宮城県遠田郡南郷町木間塚

南郷町役場総務課

（葉書で申込んで下さい。折返し送本し請求書を送ることです）

△事務局からお願い△

次の会員のところへの通信が戻ってきました。御存知の方は事務局へ御一報下さい。

金城一雄、細辻恵子、高橋 満、大津昭一郎、上田一雄